

公益社団法人全国市有物件災害共済会理事会等運営規程

平成24年6月18日制定
令和元年5月27日一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、法令又は定款に定めるもののほか、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）の理事会に関する事項等について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第2章 理事会の種類及び構成

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度の5月又は6月に1回、翌年1月又は2月に1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 定款第22条第3項ただし書の規定により監事が招集するとき。
- (3) 定款第32条第2項の規定により理事が招集するとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第3章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は、理事長が招集する。ただし、第2条第3項第2号により監事が招集する場合及び同条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

3 代表理事のうち、理事長及び理事長職務代理者がともに欠けたときは、常務理事は、理事長を選定するため、その日から1箇月以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、招集者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

第4章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 定款第33条第1項ただし書で規定する理事会においてあらかじめ定めた順序とは、理事長職務代理者、常務理事、出席した理事のうち年長の者の順序とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事全員改選後の最初の理事会の議長は、後任の理事長が選定されるまでの間、出席した理事のうち年長の者がこれに当たる。

(理事会の決議方法)

第7条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第8条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第9条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、定款第21条第4項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第10条 監事は、理事会に出席し、必要な場合は意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求め、その意見を徴することができる。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、書面をもって議事録を作成する。

(理事会の結果等の報告)

第13条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果について、遅滞なく、欠席した理事及び監事に報告しなければならない。

第5章 理事会の権限

(権限)

第14条 理事会は、本会の業務執行を決定し、理事の業務の執行を監督する。

(決議事項)

第15条 理事会が決議すべき事項は、法令又は定款において理事会で決定又は承認を要するとされた事項及び定款第30条各号に掲げる理事会の職務に関する事項とする。

2 定款第30条第1号に規定する本会の業務執行の決定とは次のものをいう。

- (1) 定款第4条第5号及び第8号に規定する事業として実施する事業の名称その他重要な事項の決定に関する事項
- (2) 本会の運営、代表理事の職務執行、その他重要な事項に関し、理事会において、理事会の決議が必要であると認めた事項

3 定款第30条第4号に規定する重要な財産の処分及び譲受とは、次のものをいう。

- (1) 固定資産のうち、不動産登記を必要とする重要な財産の処分、売却
- (2) 資産運用管理規程第8条に規定する資産処分につき、代表理事が理事会の決議が必要

であると判断したもの

- (3) 業務方法書第4条に規定する共済基金分担金の特段の事情による減額又は免除
- (4) 業務方法書第15条に基づき理事会において定める規程において規定するてん補額又は交付額に特段の事情によるこれらの額を超える額の支出
- (5) 消防・防災施設整備事業等資金融資規程に規定する融資に係る特段の事情による償還の猶予
- (6) 定款第4条第1項第5号に掲げる事業について、他の法人又は団体に助成する場合における当該支出
- (7) 第1号に掲げる場合のほか、固定資産の処分について、理事長が理事会の決議が必要であると判断したもの
- (8) 第3号に掲げる場合のほか、本会の事業を実施するために別に理事会で定める規程に基づき当該事業に必要な経費を当該事業の受益対象者から徴収する場合における経費の減額又は免除（当該規程により減額又は免除の権限を代表理事に委任している場合を除く。）
- (9) 第4号に掲げる場合のほか、本会の事業を実施するために別に理事会で定める規程に基づき受益対象者に対し事業費用を支出する場合に、特段の事情により当該規程で規定する事業費用を超える費用の支出
- (10) 前9号に掲げる場合のほか、財産の処分及び譲受に関し、別に理事会で定める規程に基づき代表理事等に委任している権限を越えるもの又は代表理事等に委任している事項であっても異例又は重要なものとして、理事長が理事会の決議が必要であると判断したもの

4 定款第30条第5号に規定する多額の借財とは、定款第4条第1号に規定する相互救済事業に係る災害共済金に充当するための資金の借入れであって、当該資金の借入れのため、本会が保有する土地又は建物に対して抵当権を設定する必要がある場合の多額の借財をいう。

(総会との関係)

第16条 定款第14条第2項で規定する理事会においてあらかじめ定めた順序とは、理事長職務代理人、常務理事、出席した理事のうち年長の者の順序とする。

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会で決議する議案として理事会で決議するものとする。

- (1) 定款第11条第5号に規定する多額の借財の決定に関する事項
- (2) その他理事会において総会の決議が必要と認めた事項

2 前項第1号の多額の借財とは、定款第4条第1号に規定する相互救済事業に係る災害共済金に充当するため以外の資金の借入れであって、当該資金の借入れのため、本会が保有する土地又は建物に対して抵当権を設定する必要がある場合の多額の借財をいう。

(理事の取引の承認)

第18条 理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人

法」という。)第84条第1項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方、金額、時期、場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、理事は、事前に理事会の承認を得るものとする。

3 理事会は、第1項の規定により明示された事項を調査し、取引条件及び価額が一般的な取引と比較して、本会の利益に相反する場合は、これを承認することができない。

(責任の免除)

第19条 定款第27条第1項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。

2 定款第27条第1項の規定に基づき、理事及び監事並びに会計監査人の責任を免除する旨の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく一般社団・財団法人法第113条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には3箇月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。

3 前項の責任を負う理事及び監事並びに会計監査人を除く総会員の10分の1以上の議決権を有する会員が3箇月以内に異議を述べたときは、理事会は第1項の規定に基づく免除をすることができない。

(報告事項)

第20条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

2 理事が第18条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 定款第21条第4項の規定による報告は、別記様式により行うものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第21条 理事会の事務局には、総務部が当たる。

第7章 雑則

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成 24 年 11 月 1 日)

附 則

この規程は、令和元年 5 月 27 日から施行する。

様式

代表理事（理事長）の職務執行報告

代表理事（理事長）としての職務執行について、次のとおり報告する。

令和 年 月 日

氏名 _____

1 代表理事としての職務執行に係る報告期間

- ・ 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2 代表理事（理事長）として職務執行した内容

(1) 定款又は理事会で定めた規程で理事長権限とされた事項で、自身が決裁又は執行した職務内容

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

(2) 理事会で定めた規程で理事長権限とされた内規の制定又は改廃に関する職務執行

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

(3) 理事会の承認を要しない利益相反行為で次のいずれかに該当する職務執行

①他の代表理事の利益に相反する行為のため、自己が本会の代表権を行使した事項

- ・
- ・

②自己の利益に相反する行為のため、他の代表理事が本会の代表権を行使した事項

- ・
- ・

(注) 定款又は理事会が定める規程により理事長権限とされた事項のうち、職務権限規程に基づき常務理事が専決したものは、常務理事の職務執行報告による。

代表理事（理事長職務代理人）の職務執行報告

代表理事（理事長職務代理人）としての職務執行について、次のとおり報告する。

令和 年 月 日

氏 名 _____

1 代表理事としての職務執行に係る報告期間

・ 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2 代表理事（理事長職務代理人）として職務執行した内容

(1) 定款又は理事会で定めた規程で理事長権限とされた事項に関する職務執行

① 理事長事故等のため、自身が決裁又は執行した事項

・
・
・

② 理事長の決裁又は執行に際し、理事長職務代理人として関与した事項

・
・
・
・

(2) 理事会で定めた規程で理事長権限とされた内規の制定又は改廃に関する職務執行

① 理事長事故等のため、自身が決裁した事項

・
・

② 内規の制定又は改廃に関し、理事長職務代理人として関与した事項

・
・
・

(3) 理事会の承認を要しない利益相反行為で次のいずれかに該当する職務執行

①他の代表理事の利益に相反する行為のため、自己が本会の代表権を行使した事項

・

②自己の利益に相反する行為のため、他の代表理事が本会の代表権を行使した事項

・

(注) 定款又は理事会が定める規程により常務理事権限とされた事項又は理事長権限とされた事項で常務理事が専決できる事項のうち、常務理事が欠けたため、自己において職務執行したときは、2(1)に準じて報告する。

代表理事（常務理事）の職務執行報告

代表理事（常務理事）としての職務執行について、次のとおり報告する。

令和 年 月 日

氏 名 _____

1 代表理事としての職務執行に係る報告期間

・ 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2 代表理事（常務理事）として職務執行した内容

(1) 定款又は理事会で定めた規程に基づき、次に掲げる職務執行

① 常務理事権限とされた事項で、自身が決裁又は執行した事項

・
・
・

② 理事長権限とされた事項で、職務権限規程に基づき専決した事項

・
・

③ 理事長の決裁又は執行に際し、常務理事として関与した事項

・
・

(2) 理事会で定めた規程に基づく内規の制定又は改廃に関する職務執行

① 常務理事権限とされた事項

・
・

② 理事長権限とされた事項で、常務理事として関与した事項

・
・

(3) 理事会の承認を要しない利益相反行為で次のいずれかに該当する職務執行

①他の代表理事の利益に相反する行為のため、自己が本会の代表権を行使した事項

・

②自己の利益に相反する行為のため、他の代表理事が本会の代表権を行使した事項

・

(注) 理事長権限とされた事項のうち、職務権限規程により常務理事に専決権が付与されていないものであって、理事長及び理事長職務代理者の両者が事故等のため、常務理事が自ら決定又は執行した職務執行に関しては、2 (1) 及び(2) に準じて報告する。